

後期高齢者医療制度のお知らせ

■令和4年度保険料について（7月に個別にお知らせします）

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たり保険料】} \\ \hline \text{51,892円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額} \\ \hline \text{（令和3年中の所得－最大43万円）} \\ \hline \text{× 10.98\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額66万円】} \\ \hline \text{（100円未満切捨）} \\ \hline \end{array}$$

- 1年間の保険料の上限額は66万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等にかかる所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和4年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方になります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課戸籍保険グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）

ただし、次の(1)~(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

※国民健康保険料（税）の口座振替は自動継続されません。再度、住民課戸籍保険グループへお申し出ください。

■問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 もしくは 住民課 戸籍保険グループ

~南部松山衛生処理組合からのお知らせ~

7月9日(土)は休日のため施設へのごみの搬入はできません。
問い合わせ先：南部松山清掃センター ☎0139-53-6301

